

帰還困難区域（双葉町）において自ら農地を所有していたほか、他者の所有に係る農地についても所有者から受託して米作に従事し、また、農閑期には酒造業者において勤務をしていた申立人について、自己所有に係る不動産（農地）の財物賠償のほか、農作業の受託業務に係る営業損害（逸失利益）については平成26年3月分から平成30年3月分まで事故前収入を基に算定した額（平成29年3月分までは事故前収入の10割。同年4月分以降は8割。）が、酒造業者における業務に係る就労不能損害については平成26年3月分から平成28年2月分まで事故前収入の10割が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金3421万8187円の支払い義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年6月10日

（別紙田畑目録省略）

（仲介委員 堀井 敬一）

和解契約書別紙

損害項目	内 訳	期 間	和解金額
財物賠償	田畑		15,351,820
営業損害	農作業の受託作業	H26.3.1～H30.3.31	15,779,320
就労不能損害	○	H26.3.1～H28.2.29	2,090,400
	小 計		33,221,540
	本件和解仲介に関する弁護士費用(3%)		996,647
	和解金額		34,218,187